



昭和41年9月20日発行

千代田区役所

TEL (261) { 0 1 5 1
8 5 3 1

区のおしらせ

No. 232



建設的な意見が出された 全町会長会議開く

区では、9月14日午前10時から区役所5階会議室で、全町会長会議を開きました。

これは、町の代表者である区内全町会長に集まっていただき、区政についての意見や要望など生の声を聞こうと毎年開いているものです。

この日出された主なものは、住居表示関係、街路灯、道路の問題でした。

遠山区長は、これらの建設的な意見を、できるだけ区政に反映していくと約束しました。

(三三、〇〇〇部印刷全世帯配布)



長寿を祝い敬老会 区内最高令者に銀杯

区では、9月16日午後1時30分から、77才以上のおとしよりを招き、九段会館で敬老会を開きました。この敬老会には、約1300名のおとしよりが参加、俗曲漫談や映画で楽しく長寿を祝いあいました。なお、77才のおとしよりに敬老杖、88才のおとしより



に座ぶとんが贈られました。また、9月14日には、区内最高令者(99才)の中田ツネさん(九段3〜9)と石毛にわさん(神田猿樂町2〜13)に、遠山区長から、三つ重ねの銀杯と赤いちゃんちゃんことずきんが贈られました。

写真
(上) 遠山区長から赤ずきんをかぶせてもらう中田ツネさん
(右) 敬老会でお祝いのことをのべる田村茂康君(九段小)

火事

「災害対策シリーズ」(4)

災害対策シリーズの最終回は、台風地震につづき、火事をとりあげてみました。火事は、尊い人命を奪うばかりか大切な財産を瞬のうちに灰にしてしまいます。日ごろの心がまえこそが大切です。

1 もし、火が出たら
一番大切なことは、あわてないことです。一人で消そうとすることは危険で、大きな声で隣近所に協力をもとめて、通報と消火にわかれて行動することが大切です。

2 通報は、目撃物をはっきりと、通報は、局番なしの一一九番であることはすにござんじのとおりです。通報は、場所、目標物など、状況をはっきり知らせることが大切です。報知機のあるところは、ガラスをこわして中のボタンを押してください。ベルが鳴れば消防署へ通じたことになりす。

3 避難のときは、こうして。イ、つとめて冷静を保つこと。ロ、いったん脱出したら物をつりにもどらないこと。ハ、煙の充満した建物では、壁にそって、体をひくくして避難すること。ニ、できれば、口、鼻をタオルや、手ぬぐいでおおうこと。4 家族会議をひらこう。家族がそろった時に、もし、火事になったらどうするか。わが家の防災家族会議をひらき、つぎのようなことをきめておきましょう。

イ、火の元の点検責任者
ロ、点検する場所と方法
ハ、暖房器具や、電気器具類の点検日
ニ、いざというときの処置
5 焼死事故を無くすために
焼死事故は、昼夜を問わず発生していますが、やはり一番恐ろしいのは、どうしても発見が遅れがちな就寝中の火災です。つぎのことは、ぜひ守りたいものです。
イ、老人や、子供、病人は、すぐ避難できるところに寝かせる。
ロ、からだの不自由な人や、子供を残して外出しない。
ハ、避難のためのロープや、はしごなどを用意し、つねに訓練しておく。
ニ、非常口は、いつでも通れるように整頓しておく。
6 なんといても火を出さぬこと
日常の心がけこそ、最ものもまれることです。
イ、寝る前には、必ず火の元をたしかめること。
ロ、火を使う場所は、いつも整理整頓しておくこと。
ハ、寝タバコをやめる。とくに、お酒を飲んだときは、絶対にやめること。
ニ、階段付近では、火は使わないこと。

仙石荘の利用状況

月日(曜)	申込み人員	月日(曜)	申込み人員
9/30(金)	42名	11(火)	0
10/1(土)	0	12(水)	休
2(日)	0	13(木)	0
3(月)	30名	14(金)	18名
4(火)	30名	15(土)	0
5(水)	40名	16(日)	24名
6(木)	0	17(月)	49名
7(金)	4名	18(火)	56名
8(土)	0	19(水)	56名
9(日)	0	20(木)	61名
10(月)	39名		

富士見町、九段、飯田町地区が 10月1日から新しい住所の表し方になります

区議会

全員協議会
9月14日 午後1時から第一議員控室で
総務委員会協議会
9月17日 午前11時から第一議員控室で

建設委員会視察

9月10日 午前10時出発
帝国劇場を視察しました。
文教委員会学校視察
9月19日、21日の三日間、区立小・中学校全校を視察しました。

■音楽隊パレード 10月8日午後2時から須田町―神保町―靖国神社のコースを海洋少年団、区立中学校、区内大学の音楽隊がパレードをします。
■植木市 10月8日、16日の午前9時、午後8時、靖国神社境内で開きます。
■区民体育大会 今年から体育の日として祝日となった10月10日の前日、10月9日午前9時から外濠公園総合グラウンドで行ないます。
■皇居参観と説明会 10月11日午

■民謡のついで 10月11日、12日の二日間午後6時から9時まで靖国神社境内で行ないます。どなたでも自由に参加できます。
■区民体育大会 10月12日午前8時30分から午後8時30分まで区役所会議室で行ないます。
参加者は、各町会代表者百十名で、千代田区本因坊を決めます。菊花大会 10月16日から11月15日までの毎日、午前9時から午後5時まで靖国神社境内に菊花が展示されます。

千代田まつり 初めて行なわれる囲碁大会 ムードかもし出す街・店頭装飾

区では、千代田区の商業の発展と観光事業進展のため、また区民相互の親睦と健康増進のため、区商連、区観光協会との共催で千代田まつりを、次のとおり行ないます。

装飾

■街頭装飾 二よこ三尉、たて六十六センチで、紫地に千代田区章を白く抜いた横幕五千枚を、市谷―九段下―須田町、半蔵門―四ツ谷、外神田―一丁目―今川橋、飯田橋―九段下、水道橋―神保町などの主要通りに街頭装飾をします。
■店頭装飾 「千代田まつり」と紫地に白く抜いたのれんと、きれいな「ちょうちん」をそれぞれ店頭にかざります。

保育園児にも 血液型バッジ

幼稚園児や小学校の児童に贈られた血液型バッジが、9月8日麹町神田両保育園の児童たちにも贈られました。
児童たちは、遠山区長から、「このバッジは交通事故でけがをしたとき、すぐに役立つのです」と黄色い帽子にバッジをつけてもらい「区長のおじさんありがとうございます」とみんないっしょにお礼の言葉をいきました。

第四回区民体育大会

10月9日(日)は
区民体育大会です

ご家族そろって外濠公園総合グラウンドで一日を楽しく過しましょう。

時間 午前9時〜午後3時30分

競技種目

- ▽ラジオ体操
- ▽スプリン競走
- ▽マッスゲーム(小学生)
- ▽宝拾い
- ▽仮装行列
- ▽二人三脚
- ▽玉入れ
- ▽民謡
- ▽ラジオ体操
- ▽手旗訓練
- ▽綱引き
- ▽大王ころがし
- ▽うさぎとび
- ▽マッスゲーム(中学生)
- ▽樽ころがし
- ▽だるま引き
- ▽四〇〇リレー

▽は連合町会対抗得点種目

- ◎雨のときは10月16日に順延
- ◎参加者全員に記念品をさし上げます。
- ◎各種目ともたくさんの賞品を用意してあります。



営業資金をお貸しします

区では、本年度後半期の営業資金貸付を10月1日からはじめます。

区内に店舗または工場をもっていて、同じ場所と同じ事業を引きつづき、満一年以上経営している中小企業者で、前年度までの特別区民税・都民税または事業税を完納したもの

種目 営業資金 一件四十万円以内
利率 日歩二銭五厘
保証人 区内に住んでいる確実な保証人一名以上

提出書類

前年までの特別区民税・都民税または事業税の完納を証明する書類

取扱店

▽神田商工信用金庫▽大洋信用金庫▽豊栄信用組合▽東京都銀行
神田支店▽東京信用組合

申込み

区民部商工課商工係で受付けます。

なお、設備資金も現在受付中ですが、くわしいことは、区民部商工課商工係へお問合せください。

国保の保険料が

改正になります

いままでの国民健康保険料は、所得割分の料率が、前年度区民税・都民税額の百分の九十五でしたが、10月1日から百分の百十二になります。ただし、年額五万円と均等割分だけの方は、いままでどおりです。なお、保険料の納入については、いつも徴収員がお伺いしていますので、よろしくご協力の程お願いします。

成人学校で趣味を豊かに

と き 10月11日～11月29日まで

10月1日からバイクにも

保険が強制加入に

自動車損害賠償保障法の一部改正により、10月1日から、原動機付自転車（モーターバイク 125cc 以下）も、保険に加入しなければ、運転することができなくなります。

での毎週火・金曜日の二回、午後6時から8時まで

ところ 神田小と西神田小

受講資格 区内に住んでいるか勤めているひと

科目

〔神田小〕 洋裁、華道、話し方、七宝焼、詩吟

〔西神田小〕 和裁、水彩画、ベ

ン習字、民謡、詩吟

定員 各科目とも五十名

受講料 無料

申込み 9月26日から区教委社会教育課文化係で受付けます。往復ハガキに次のことを記入して

申込んでください。（電話での申込みは受付けません）

マ氏名、男女別、年令▽住所▽勤務先▽職業▽第一・第二希望科目（詩吟を希望する場合、会場も記入）

秋の定期予防接種のお知らせ

秋の定期予防接種

のお知らせ

保健所では、乳幼児の健康を守るため、ジフテリア、百日ぜき、種痘、小児マヒなどの予防接種を9月21日から始めます。

予防接種をしなければならぬ乳幼児の保護者のみなさんには、通知をいたしましたので、通知を受けた保護者の方は、必ず乳幼児の予防接種をすませてください。

乳幼児をお持ちの方で、何も予防接種の通知を受けてない方は、保

健所へお問合せください。

第一種身障者のかたがたに

急行券の割引証を発行

身障者の方で、介護者といっしょに国鉄の急行列車を利用される方は、いままで、運賃だけの割引でしたが、このほど国鉄運賃割引規程の改正により、急行券の割引（五割）も受けられるようになりました。

ご希望の方は、福祉事務所相談係で、割引証を受けとってください

10月の老人のつどい

2日 富士見こいの家（富士見出張所管内のおとしり）

11日 神保町区民館

12日 番町区民館

15日 神田公園区民館

15日 万世橋区民館

28日 和泉橋区民館

時間は、午後1時から4時まで

10月の野外こども会

3・4日 築土神社 竹平町アパート庭

5・6日 代官町アパート庭、心

7・11日 法寺児童遊園

7・11日 童閑・柳森児童遊園

12・13日 秋葉原・練成児童遊園

14・17日 平河町・堀留地児童遊園

時間は、それぞれ午後2時から

区民のつどい

地方選挙の資格は

問 私どもの自宅は、麴町にあ

りますが、昨年の12月頃、仕事の都合で長男とともに葛飾区にある工場の方に居所を移しています。今年中には麴町の自宅に長男とともに暮らす予定ですが、いつ頃までに転入すれば来年の地方選挙を麴町ですることが出来ますか。

答 本年12月1日までに転入し、同時に選挙人名簿登録の

申出をしてください。

なお、このご質問では、長男

の方の年令が解りませんが、

昭和22年3月2日までに生ま

れた方でしたら、満二十才に

なつてから、選挙人名簿登録

の申出を昭和42年3月1日ま

でにしてください。そうすれ

ば来年3月1日現在でつくら

れる選挙人名簿に登録され、

投票することが出来ます。